

随意契約締結理由書（公表用）

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工 事 件 名	月島第一小学校普通教室整備その他改修工事（建築・屋上ネット支柱 ネット取合金物補修その他追加工事）
2 施 行 場 所	東京都中央区月島四丁目15番1号
3 対 象 業 種	建築工事
4 工 事 概 要	屋上ネット支柱取合部ボルト補修 一式 屋上運動場縞鋼板及び手摺改修 一式
5 工 期	令和7年1月31日まで
6 契 約 金 額	4,983,000円（税込み）
7 契 約 締 結 日	令和6年10月1日
8 契約の相手方 の住所及び商号 又は名称	東京都中央区東日本橋二丁目24番14号 株式会社CROSS 代表取締役 佐野 勝彦
9 随意契約締結 の理由	現在、月島第一小学校普通教室整備その他改修工事（建築工事）（以下「本体工事」という。）は、上記業者が施工中である。令和6年度特定建築物定期点検において、屋上ネット支柱の取合い部のボルト落下が多数発生していると指摘を受けた。指摘箇所は鋼材同士を接合するボルトであり、鋼材落下の危険があるため、早急に補修を行う必要があるとともに、エキスパンション部の防水工事を行うに当たり、既存縞鋼板及び手摺の取外しを行ったところ、縞鋼板及び手摺の劣化が激しく、復旧することができないため、新設する必要生じた。 今回の工事は、本体工事と同一の工種、職種であることから、追加工事とすることにより、下請業者を含めて同一会社によって作業を行うことが可能となるとともに、一元的な施工管理により、車両及び資機材の搬出入動線の重複、工事業者同士の交錯の回避が可能となる。 このため、施工上同一現場での作業、工程調整を効率的に進めるためには、現在、本体工事を施工中の同者が施工することが最も有効であり、共通仮設を本体工事と共用することで仮設費の削減も見込め、経費についても概ね46%の削減を図ることができる。 以上のことから、現場管理、工事管理及び経費面において効果的に工事を進められる同者と随意契約を締結するものである。
10 根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号